

滋賀県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に係る審査基準は以下による。

1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第40条第1号関係）

「職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なもの」とは、次の各号の全てに適合していること。

- 一 支援業務を適確に実施するために必要な組織体制、人員体制が整備されていること。
- 二 支援業務に関して、県または滋賀県居住支援協議会から住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の相談先として紹介されるなど連携体制が図られていること。
- 三 支援業務を行う区域が定められていること。
- 四 支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること。
- 五 要配慮者からの相談に迅速かつ的確に対応できるよう、相談に係る体制が明確に定められていること。
- 六 県内に事務所を有し、当該事務所で支援業務の事務を行うことができること。

2 経理的および技術的基準（法第40条第2号関係）

「前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するもの」とは、次の各号の全てに適合していること。

- 一 支援業務の実施に必要な自主財源を有していること。
- 二 法人として債務超過の状態にないこと。
- 三 過去3か年度において、指定申請者あるいはその役員が支援業務に係る実績を有していること。
- 四 法第42条第1項に規定される業務（以下「債務保証業務」という。）を自ら実施する場合は、家賃債務保証業者登録規定（平成29年国土交通省告示第898号）による登録を受けること。
- 五 債務保証業務を自ら実施しない場合は、家賃債務保証業者登録規定により登録を受けた家賃債務保証業者（以下「登録業者」という。）に委託するなど、登録業者との連携が図られていること。

3 役員または職員の構成に関する基準（法第40条第3号関係）

「役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないもの」とは、役員または職員が次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- 一 滋賀県暴力団排除条例（平成23年3月16日条例第13号）第14条に規定する行為を行ったまたは行っている者。
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員」という。）。
- 三 暴対法第2条第2号に規定する暴力団の威力もしくは暴力団員等または暴力団員等が経営もしくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている場合。

- 四 暴力団員または暴力団員等が経営もしくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、または関与している場合。
- 五 暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している場合。
- 六 前各号いずれかに該当する法人等である等であることを知りながら、これを利用している場合。
- 七 成年被後見人または被保佐人。
- 八 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- 九 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者。
- 十 債権の取立てにあたり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項および第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）もしくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。
- 十一 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者。
- 十二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当する場合。

4 支援業務の公正な実施に関する基準（法第40条第4号関係）

「支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないもの」とは、次の各号の全てに適合していること。

- 一 原則として、支援業務以外の業務を行う組織との分離がなされていること。
- 二 支援業務以外の業務で営利目的につながる事業が組織内にある場合は、支援業務とそれ以外の業務とをそれぞれ独立した部署で行うとともに、担当役員を置くこと。
- 三 債務保証業務を行う場合は、債務保証業務およびその関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること。

5 その他の基準（法第40条第5号関係）

「前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ的確に行うことができるもの」とは、次の各号の全てに適合していること。

- 一 法人が行う業務として、法第42条各号の支援業務を行う備えがあることが意思決定され、法人の定款等において記載されていること。
- 二 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いが定められている等、個人情報管理のための適切な措置がなされていること。

附 則

この基準は平成30年7月1日から施行する。